

## 5 パブリックコメント

### (1) 実施概要

#### ア 意見募集期間

2017年(平成29年)12月20日～2018年(平成30年)1月18日

#### イ 意見募集方法

持参、郵送、FAX、電子メール

#### ウ 主な資料公表場所

- ・札幌市保健福祉局総務部総務課
- ・市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎2階）
- ・各区役所総務企画課、保健福祉課
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ（札幌市地域福祉社会計画のページ）

### (2) 意見概要

ア 提出者数 7人

イ 件数 21件

ウ 項目別意見件数

| 項目              | 意見件数  | 構成比      |
|-----------------|-------|----------|
| 第1章 計画の策定にあたって  | 1件    | 4.8%     |
| 第2章 計画策定の背景     | 0件    | 0.0%     |
| 第3章 計画の理念・目標と体系 | 1件    | 4.8%     |
| 第4章 施策の展開       | 基本目標Ⅰ | 4件 19.1% |
|                 | 基本目標Ⅱ | 5件 23.8% |
|                 | 基本目標Ⅲ | 1件 4.8%  |
| 第5章 計画の推進について   | 3件    | 14.2%    |
| 資料編             | 1件    | 4.8%     |
| 計画案全体を通じた意見     | 2件    | 9.5%     |
| 計画案以外の意見        | 3件    | 14.2%    |
| 合計              | 21件   | 100.0%   |

## エ 意見を受けて計画案を修正した箇所

市民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初の計画案から1箇所修正いたしました。

| 修正箇所   | 修正前   | 修正後   |
|--|---|---|
| P 51<br>第4章 施策の展開<br>基本目標Ⅰ<br>施策3-(4)地域での<br>既存のネットワークの<br>活用と多様な社会資源<br>との連携の促進 | これらの既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークやNPOや事業者等の多様な地域資源との連携について検討を進めます。 | <u>この</u> 既存のネットワークと、まちづくりセンターなど行政や社会福祉協議会、住民組織等の働きかけで作られたネットワークや、 <u>NPO、商店街、事業者等</u> の多様な地域資源との連携について検討を進めます。 |

## オ 意見の概要とそれに対する市の考え方

### 第1章 計画の策定にあたって

| 意見の概要   | 市の考え方   |
|---|---|
| 高齢者支援計画と、地域での見守りや日常生活支援活動など重複する部分が多いが、整合性が取れていないのではないか。 | 地域福祉社会計画は、高齢者支援計画などの関連する計画と整合性を図ってきたところです。<br>施策を推進する段階においても介護や障がいなどの各分野と連携を図ってまいります。 |

## 第3章 計画の理念・目標と体系

| 意見の概要  | 市の考え方   |
|--|---|
| <p>今後は、住民自治を基本とし、市民が主体となり有償のサービスを提供するなど、地域の中でお金（収入と支出）を循環させていくべき。</p> <p>ボランティアや寄付、補助金・助成金に頼ることなく将来的に持続可能な地域づくりが行えるよう、市民が市民に各種サービスを提供できるような仕組みづくりが必要ではないか。</p> | <p>ご意見のとおり、本市では、市民自治の考え方を基本とし、「市民が主役のまちづくり」を進めております。</p> <p>今後も、有償のボランティアなど市民同士の支え合いによる取組を進めてまいります。</p> |

## 第4章 施策の展開

## 基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

| 意見の概要  | 市の考え方  |
|--|--|
| <p>地区福祉のまち推進センターの活動者は、ボランティアであり、市長の委嘱も受けていないため、もっと支援が必要だと考える。</p>  | <p>地域福祉活動については、幅広い市民が参加する地域での支え合いを基本としております。活動者の支援は重要であると考えておりますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>   |
| <p>地区社会福祉協議会（地区福祉のまち推進センター）の活動の財源は、市の補助金や町内会費、赤い羽根共同募金等であるため、市として指導・是正できるようなチェック機能や、それら住民組織に対する地域住民からの意見・苦情に対応する体制の整備が必要である。</p> | <p>ご意見のとおり、地区社会福祉協議会（地区福祉のまち推進センター）の財源には、本市が区社会福祉協議会に交付する補助金を原資とした助成金が含まれておりますので、今後とも適正な補助金交付を行ってまいります。</p> <p>また、地域の住民組織に関する意見・苦情対応のご意見については参考とさせていただきます。</p> |

| 意見の概要   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>様々なボランティア活動の中でも、高齢社会で必要となる介護に関する講座は、多くの市民が受講できるよう、各区で開催すると良いのではないかと。</p> <p>その講座は、介護の知識を得るだけでなく、実践も学べることが大切である。</p>  | <p>今後、高齢化が進むことで、介護に関するボランティアの重要性も増していくものと考えております。より多くの市民が研修を受講できるよう取組を進めてまいります。</p> <p>また、ボランティア体験事業など、実践を学ぶことのできる機会も引き続き提供してまいります。</p>        |
| <p>施策3の「(4) 地域での既存のネットワークの活用と多様な社会資源との連携の促進」の中に、現在も核となっている地域包括支援センターや商店街も明記すべき。</p> <p>特に、商店街は、単なる商いの場ではなく、今や地域交流の拠点や、地域のまちづくりの担い手としても大きな役割を期待されており、町内会や市民団体等とともに様々な取組を行うなど、重要な社会的資源であると考えます。</p> | <p>ご意見のとおり、地域包括支援センターや商店街は重要な社会的資源の一つであると認識しております。</p> <p>そのため、計画書に商店街を多様な地域資源の一つとして例示いたしました。</p> <p>なお、地域包括支援センターについては「事業者等」に含めて記載いたしました。</p> |

## 基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

| 意見の概要   | 市の考え方   |
|---|---|
| <p>成年後見人による不祥事が多発していることから、専門職団体の研修・監督の仕方等の情報収集が必要と考えます。市民後見人養成研修・後見活動の支援は大変だと思いますが、よろしく願いいたします。</p> | <p>被後見人の財産の適切な管理・利用に対する対策は重要であると考えております。現在、国において、後見人の不正を未然に抑止する方策等について検討が進められておりますので、引き続き情報の収集に努めてまいります。</p> <p>今後も専門職団体等との連携を図りながら、市民後見人の育成・支援に努めてまいります。</p> |

| 意見の概要   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>家計を見直すことで生活困窮に至らずにすむことが多々あるため、未実施の家計相談支援事業については、様々な団体や市民等と連携して相談窓口を設け、積極的に対応を進めていくべきだと考えます。</p>  | <p>生活困窮者自立支援事業においては、就労収入等の増加策にとどまらず、債務整理や家計、生活習慣の見直しなどの支援を行うことが重要となっております。現在、生活就労支援センター（ステップ）で実施するこれらの支援をより効果的なものとするため、任意事業の活用など様々な手法について引き続き検討を進めてまいります。</p>                                  |
| <p>認定就労訓練事業所では、当事者の特性や心身の状況をその場で働く人達が理解し、当事者が自信を持って働き続けることができるように配慮することが重要です。</p> <p>当該事業所には、当事者がいつでも相談できる体制や、市からの的確な助言と支援が必要である。</p> <p>また、訓練後の一般就労への移行も視野に入れた対応をしてください。</p> | <p>認定就労訓練事業は、直ちに一般就労に就くことが難しい方に対して、本人の状況に応じた支援付きの就労の場を提供するもので、最終的に自律的に就労できるようになることを目標としております。そのため、訓練事業所には相談援助その他の支援を行う就労支援担当者が配置されており、参加者の就労状況の把握や作業内容への助言を行うほか、市と連携を図る体制としているところです。</p>       |
| <p>子どもの学習支援事業については、既にひとり親家庭の子どもたちへの学習支援を行っているNPOなどの市民団体があり、子どもにとって単なる学習の場にとどまらず、安心できる居場所になっている。生活困窮世帯の子どもの学習支援についても、中学生だけではなく小学生も支援対象に含めるべき。</p>                              | <p>本市では、高校進学促進及び自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした生活困窮世帯の子どもへの学習支援として、「札幌まなびのサポート事業」を実施しております。当該事業では、高校進学促進を目的の1つとしていることから、対象を中学生として重点的な支援を実施しております。小学生も含めた対象拡大については、現行事業の実施効果等を検証し、今後適宜検討を進めてまいります。</p> |

| 意見の概要   | 市の考え方   |
|---|---|
| <p>複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えている人が最初に相談できる「総合相談窓口」を設けることが必要ではないか。その窓口が、関連する専門機関や住民組織などに結びつけ、課題解決につなげるようにすると、利用する市民にとってわかりやすい。</p> | <p>区役所では、保健福祉に関する複合的な課題等に対応するための総合相談窓口を設け、適切なサービスや専門窓口を案内しております。</p> <p>相談窓口は、市民にとってわかりやすく利用しやすいことが重要であると考えております。いただいたご意見も参考にして、今後も検討を進めてまいります。</p> |

### 基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

| 意見の概要   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>化学物質過敏症等の市民が健康被害を受けないよう、市立学校をはじめとする公共的施設における空気のバリアフリー化を望みます。</p> <p>また、市立学校の教職員は、合成香料による健康被害について理解を深めてほしい。</p> | <p>柔軟剤など合成香料のにおいにより様々な症状で苦しんでいる方がいるという事象について、市民へ認識が広まっていくことは重要と考えております。</p> <p>本市では、これまでも「香りのエチケット」に関する普及啓発を行っているところですが、最新の医学的見地や国、他自治体の動向なども踏まえながら、今後も情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、市立学校に関して、合成香料等に反応し体調不良の症状が現れる方がいることについて、教職員を対象とした研修や学校あての各種通知を活用しながら引き続き周知に努めてまいります。</p> |

## 第5章 計画の推進について

| 意見の概要   | 市の考え方   |
|---|---|
| <p>福祉推進委員会を設置することのみではなく、設置された福祉推進委員会等が、実際に見守り活動や要配慮者避難支援活動に取り組むことが重要である。</p>                    | <p>ご意見のとおり、福祉推進委員会等が中心となり、住民に身近な範囲で地域福祉活動が行われることが重要であると考えております。福祉推進委員会の設置後も、取組が進むよう社会福祉協議会と連携して支援してまいります。</p> |
| <p>研修受講者をどれだけ増やすかではなく、受講者が、どのくらい実際の活動に結びついたのかという目標が大切だと思う。</p>                                  | <p>ご意見のとおり、研修等を受け、地域福祉活動に興味を持った方を実際の活動へつなげることが重要であると考えております。引き続き、ボランティア体験事業などを行い、活動への参加促進を図ってまいります。</p>       |
| <p>町内会、地区福祉のまち推進センター、地区民生委員児童委員協議会等の地域団体は、それぞれ様々な問題を抱えながら活動をしているため、それらの問題の解決を図っていくことが重要である。</p> | <p>ご意見のとおり、地域団体が抱える問題の解決を図っていくことは重要であると考えております。今後も、社会福祉協議会と連携して地域の福祉活動を支援してまいります。</p>                         |

## 資料編

| 意見の概要   | 市の考え方   |
|---|---|
| <p>福祉のまち推進センターの認知度は、事業開始から20年以上経過した現在でも20.3%と低いことから、具体的数値目標を立てて認知度を高める施策を進めるべき。</p> | <p>福祉のまち推進センター等による地域福祉活動が身近なところで行われていることを広く市民に知っていただくことは重要であると考えております。今後も広報誌やホームページ等を積極的に活用するなど周知に努めてまいります。</p> |

## 計画案全体を通じた意見

| 意見の概要   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>地域福祉社会計画は、地区により取組の状況が大きく異なることも踏まえた上で、連合町内会・単位町内会、地区社会福祉協議会、地区福祉のまち推進センター、地区民生委員児童委員協議会との意見交換を十分に重ねた上で策定されるべきである。</p> | <p>本計画の策定にあたっては、民生委員児童委員協議会や地区福祉のまち推進センターなど地域福祉活動に関わる団体の代表者や公募による市民委員などが参加する審議会で計画案を検討いたしました。</p> <p>また、市内10地区で開催した地区意見交換会においても、町内会や地区福祉のまち推進センターの活動者等からご意見をいただき、その反映に努めたところです。</p> <p>今後も、地域で活動されている方々の意見反映に努めてまいります。</p> |
| <p>従前のお役所的であいまいな文章が目立ち、ICTなどの時代の変化や世界の住民自治例等を参考にした具体的な施策が少ない。</p>   | <p>今後、十分に検討を重ねて具体化を図る必要性のある施策については、方向性の記載に留めているものもございませう。施策を進めていく上では、他都市の先進事例なども踏まえて取り組んでまいります。</p>  |

## 計画案以外の意見

| 意見の概要   | 市の考え方  |
|---|--|
| <p>地区社会福祉協議会と地区福祉のまち推進センターの関係や役割分担がわからない。</p> | <p>地区福祉のまち推進センターは、地区社会福祉協議会の事業実施部門として位置づけております。今後も、それぞれの役割や活動内容等について周知を図ってまいります。</p> |

| 意見の概要  | 市の考え方   |
|--|---|
| <p>町内会や民生委員、保護司等の制度を維持するため、市民が利用しやすい場所や方法での広報・広聴活動など、若者を中心とした様々な社会実験を数多く行うべき。</p> <p>また、高齢者等のよろず相談窓口を一本化し、地域住民が買い物や通院の同伴・代行、各種サービスの案内等を手助けする仕組みが必要ではないか。</p> | <p>ご意見のとおり、今後も若者を含めた全ての市民が自分にできる活動に参加できるような意識の醸成を図るとともに、身近な地域で行われる地域福祉活動などの情報を広く周知するよう努めてまいります。</p> <p>また、本市では、介護や福祉、介護予防に関することなど、高齢者やその家族のための地域の身近な総合相談窓口として、市内に地域包括支援センターを27か所、介護予防センターを53か所に設置し必要な支援につなげているところです。今後も、身近な総合相談窓口としての理解が市民に広まるよう、周知に努めてまいります。</p> |
| <p>福祉のまち推進事業は、これまでの取組を評価して問題点の改善を図りながら進めてほしい。</p>  | <p>福祉のまち推進事業では、地区福祉のまち推進センターで支援をしている世帯が増えるなど取組が着実に進む一方、活動の担い手の固定化や不足が課題であると認識しております。</p> <p>今後は、こうした課題を踏まえて計画に基づく取組を進めてまいります。</p>   |



